

○法務省令第 号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第三項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

法務大臣 平口 洋

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第二（第三条関係）		別表第二（第三条関係）	
在留資格	在留期間	在留資格	在留期間
〔略〕		〔同上〕	
九十日、三十日又は十五日（法務大臣が個々の外国人について九十日を超え		九十日若しくは三十日又は十五日以内の日を単位とする期間	

備考 表中の「」の記載は注記である。	短期滞在	短期滞 在
	<p>「略」</p> <p>ない範囲内で日を単位とする期間を指 定する場合には、当該指定する 期間)</p>	短期滞 在
	「同上」	